

関西電力高浜 3、4 号機運転差止め仮処分に係る抗告審結果をうけて

2017 年 3 月 28 日

一般社団法人 日本原子力産業協会
理事長 高橋 明男

本日、大阪高裁の抗告審において、関西電力高浜 3、4 号機の運転差止め仮処分を取消す判断が下された。これらのプラントについては、2015 年 2 月に新規制基準適合性審査に合格した後、2016 年 2 月には 3 号機が営業運転再開、4 号機も原子炉再起動を果たしたものの、翌 3 月の大津地裁における運転差止め仮処分決定により運転停止を余儀なくされ、以降 1 年が経過していた。今回の判断は、これまでの事業者の丁寧な説明が認められた結果であり、関係された方々に敬意を表したい。

原子力発電は、電力の安定供給面に優れていることからベースロード電源として、また運転時に CO₂を排出しないことから地球温暖化対策に有効な電源として、重要な役割を担うるものであり、今回、運転差止め仮処分が取消されたことは大変意義のあることである。

これから再稼働に向けた準備が行われることになるが、事業者には安全を最優先に作業を進めていただくとともに、再稼働後も安全運転に努めていただきたい。

以上